

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 福島県と市町村及び一部事務組合等との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の一部を改正する件 二九
- 道路の区域を変更する件七件 二九
- 道路の供用を開始する件七件 三三
- 土地区画整理法により換地処分をした旨届出があった件 三三

公 告

- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件五件 三三
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件七件 三三
- 福島県税条例等に基づき災害等により期限を延長した件 三五
- 落札者を決定した件 三五
- 福島県公安委員会 二五
- 福島県道路交通規則の一部を改正する規則 三六

告 示

福島県告示第百五十五号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四の規定により定めた福島県と市町村及び一部事務組合等との間の公平委員会の事務の委託に関する規約(昭和三十五年福島県告示第百九十号)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十五日

別表中「東白衛生組合、福島県地方広域行政事務組合」を「東白衛生組合」に改める。

(市町村行政課)

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路

計画課及び福島県北建設事務所で平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一四号	伊達郡川俣町大字鶴沢 字西ノ平一八番一地从 先	変更前	八・八〇	三九三・一
	同 郡同 町大字鶴沢 字社前七三番一地从先 まで	変更後	一一・八〇	三九三・一

(道路計画課)

福島県告示第百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道飯野 三春石川 線	二本松市木幡字古生五 八三番一地从先から 同 市木幡字古生三 四五番一地从先まで	変更前	一四・二〇	二七二・〇
		変更後	一四・二〇	二四七・〇

(道路計画課)

福島県告示第百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県北建設事務所で平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道中野 梶町線	福島市飯坂町中野字高 取前一三番一地从先 同 市飯坂町中野字東 森五一番五地先まで	変更前	一一・〇〇	三三三・一〇
		変更後	一一・〇〇	

(道路計画課)

福島県告示第百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧
に供する。

平成二十三年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	南会津郡只見町大字楢 戸字二本柳一四九二番 一三地从先 同 郡同 町大字楢 戸字二本柳一四八四番 一地从先まで	変更前	九・二〇	四九三・五
		変更後	一一・一〇	

(道路計画課)

福島県告示第百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路

計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧
に供する。

平成二十三年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	南会津郡只見町大字小 林字上川原七四番一 地从先 同 郡同 町大字小 林字上川原七一番一 地从先まで	変更前	一一・二〇	一〇六・五
		変更後	一四・八〇	

(道路計画課)

福島県告示第百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計
画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に
供する。

平成二十三年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道上川 内川前線	いわき市川前町下桶売 字志田名一九二番二 地从先 同 市川前町下桶売 字上高部一六一番二 三地从先まで	変更前	一一・〇〇	二二五・五
		変更後	七六・四〇	

(道路計画課)

福島県告示第百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道上川 内川前線	いわき市川前町下桶売 字上高部一六一番二〇 地先から 同 市川前町下桶売 字上高部一六一番二九 地先まで	変更前 変更後	一一・〇〇 五〇・〇〇	三四〇・〇〇 三四〇・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道一一四号	伊達郡川俣町大字鶴沢字西ノ平一八番一地先から 同 郡同 町大字鶴沢字社前七三番一地先まで	平成二十三年三月 二五日

(道路計画課)

福島県告示第百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道飯野三春石川線	二本松市木幡字古生五八三番一地先から 同 市木幡字古生三四五番一地先まで	平成二十三年三月 二五日

(道路計画課)

福島県知事 佐藤 雄平

福島県告示第百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道中野梶町線	福島市飯坂町中野字高取前一三番一地先から 同 市飯坂町中野字東森五一番五地先まで	平成二十三年三月 二五日

(道路計画課)

福島県告示第百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道二八九号	南会津郡只見町大字黒谷字石頭一〇九八番地先から 同 郡同 町大字黒谷字石頭一二二〇番地先まで	平成二十三年三月 二五日

(道路計画課)

福島県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二八九号	南会津郡只見町大字櫛戸字二本柳一四九二番一三地从先から 同 郡同 町大字櫛戸字二本柳一四八四番一地从先まで	平成二十三年三月二十五日

(道路計画課)

福島県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道上川内川前線	いわき市川前町下桶売字志田名一九二番二七地先から 同 市川前町下桶売字上高部一六一番一三三地从先まで	平成二十三年三月二十五日

(道路計画課)

福島県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名

供用開始の区間

供用開始の期日

県道上川内川前線	いわき市川前町下桶売字上高部一六一番二〇地先から 同 市川前町下桶売字上高部一六一番二九地先まで	平成二十三年三月二十五日
----------	---	--------------

(道路計画課)

福島県告示第百七十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、須賀川市から県中都市計画事業諏訪町土地区画整理事業について換地処分をした旨届出があった。
平成二十三年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

(まちづくり推進課)

福島県告示第百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十三年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称 双葉町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 双葉都市計画公園事業 五・五・一号 双葉町総合公園
- 三 事業認可の年月日 平成五年八月六日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成五年八月六日から平成二十三年三月三十一日まで (変更後) 平成五年八月六日から平成三十三年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成十三年福島県告示第百二十五号)の事業地を削除し、なしとする。
(まちづくり推進課)

福島県告示第百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十三年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称 いわき市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画公園事業 七・五・五号 勿来の関公園
- 三 事業認可の年月日 平成十三年六月二十九日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成十三年六月二十九日から平成二十三年三月三十一日まで
(変更後) 平成十三年六月二十九日から平成二十八年三月三十一日まで

- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件(平成十八年福島県告示第百二十九号)の事業地のうち勿来町関田長沢及び勿来町九面滝谷沢地内の区域を変更する。
同事業地に勿来町九面梅木沢を加える。
- 使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第百七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十三年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 施行者の名称 猪苗代町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 猪苗代都市計画下水道事業(猪苗代町公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 昭和五十六年二月二十七日
- 四 事業施行期間 (変更前) 昭和五十六年二月二十七日から平成二十三年三月三十一日まで
(変更後) 昭和五十六年二月二十七日から平成二十九年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

(下水道課)

福島県告示第百七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十三年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 施行者の名称 猪苗代町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 猪苗代都市計画下水道事業(猪苗代町中ノ沢地区特定環境保全公共下水道)

- 三 事業認可の年月日 平成八年十二月三日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成八年十二月三日から平成二十三年三月三十一日まで
(変更後) 平成八年十二月三日から平成二十九年三月三十一日まで

- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

(下水道課)

福島県告示第百七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十三年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 施行者の名称 猪苗代町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 猪苗代都市計画下水道事業(猪苗代町志田浜地区特定環境保全公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 平成十六年十二月三日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成十六年十二月三日から平成二十三年三月三十一日まで
(変更後) 平成十六年十二月三日から平成二十九年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

(下水道課)

福島県告示第百七十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年二月九日次のとおり指定した。
平成二十三年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所
- 福島県庁消費 福島市杉妻町五番 平成二十三年四月一日から平成 南会津郡南会津町田組合 専務理 七五号 二八年三月三十一日まで 島字根小屋甲四二七事 佐藤 武 七番地一

(出納総務課)

福島県告示第百七十七号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年二月十日次のとおり指定した。
 平成二十三年三月二十五日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤雄平
 株式会社富久 郡山市富久山町福 平成二十三年四月一日から平成 郡山市富久山町福原
 山自動車教習 原字町裏三八番一 二八年三月三十一日まで 字水穴一番地

（出納総務課）

福島県告示第百七十八号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年二月十八日次のとおり指定した。
 平成二十三年三月二十五日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤雄平
 渡辺 幸子 安達郡大玉村玉井 平成二十三年四月一日から平成 本宮市本宮字一ッ屋
 字西庵九六番地 二八年三月三十一日まで 四四番地四
 有限会社杉妻 福島市清水町字東 住所地に同じ
 自動車教習所 壇九番地 住所地に同じ
 斎藤 好則 福島市泉字仲田一 福島市泉字仲田一三
 三番地の五 番地の二
 小島 弘嗣 伊達市保原町九丁 住所地に同じ
 目三番地一

（出納総務課）

石橋建設工業 本宮市高木字舟場 安達郡大玉村大山字
 株式会社 二二番地 狐森一八番地
 安田 莊三 福島市松川町字土 福島市松川町字本町
 腐五番地の三 二四番地
 志賀 忠幸 二本松市針道字堤 住所地に同じ
 崎二〇番地一

大内 周一郎 伊達郡川俣町山木 同
 屋字問屋一五番地

有限会社バー 福島市宮代字前畑 福島市鎌田字町東四
 クレイ 二一番地 番地の一〇
 そうま農業協 南相馬市鹿島区横 住所地に同じ
 同組合 手字川原一八五番 地一

同 同

一丁目八八番地の一
 相馬郡飯館村深谷字
 二本木前二七番地の
 一

（出納総務課）

福島県告示第百七十九号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年二月二十二日次のとおり指定した。
 平成二十三年三月二十五日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤雄平
 郡山北地区交 郡山市富田町字下 平成二十三年四月一日から平成 住所地に同じ
 通安全協会 曲田二番地八 二八年三月三十一日まで
 会長 森隆

福島県告示第百八十号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年二月二十三日次のとおり指定した。
 平成二十三年三月二十五日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤雄平
 増田 健司 双葉郡富岡町字夜 平成二十三年四月一日から平成 住所地に同じ
 ノ森北一丁目一番 二八年三月三十一日まで

（出納総務課）

福島県告示第百八十一号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年二月二十五日次のとおり指定した。
 平成二十三年三月二十五日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤雄平
 宗田 英昭 東白川郡棚倉町大 平成二十三年四月一日から平成 住所地に同じ
 字棚倉字新町三一 二八年三月三十一日まで
 番地一

有限会社古市 東白川郡矢祭町大 同

同

石油店 字東館字反田一七番地一

(出納総務課)

福島県告示第百八十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年三月二日次のとおり指定した。
平成二十三年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所

鈴木 義雄 喜多方市字一本木 平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

小野 真弓 いわき市常磐湯本 同

西丸 和彦 いわき市小名浜字辰巳町三六番地の五 同

新常磐交通株式会社 いわき市明治団地四番地の一 同

蛭田 智恵 いわき市山玉町修路三一番地 同

合資会社大正 いわき市常磐湯本町八仙一番地 同

金物店 いわき市錦町鶴ヶケ 同

株式会社たなべ書店 町二番地の一 同

株式会社定勝 いわき市平豊間字丸ストア一 同

合資会社大正 いわき市常磐湯本町八仙一番地 同

金物店 いわき市錦町鶴ヶケ 同

株式会社たなべ書店 町二番地の一 同

株式会社定勝 いわき市平豊間字丸ストア一 同

合資会社大正 いわき市常磐湯本町八仙一番地 同

金物店 いわき市錦町鶴ヶケ 同

株式会社たなべ書店 町二番地の一 同

株式会社定勝 いわき市平豊間字丸ストア一 同

合資会社大正 いわき市常磐湯本町八仙一番地 同

金物店 いわき市錦町鶴ヶケ 同

株式会社たなべ書店 町二番地の一 同

株式会社定勝 いわき市平豊間字丸ストア一 同

合資会社大正 いわき市常磐湯本町八仙一番地 同

金物店 いわき市錦町鶴ヶケ 同

株式会社たなべ書店 町二番地の一 同

株式会社定勝 いわき市平豊間字丸ストア一 同

合資会社大正 いわき市常磐湯本町八仙一番地 同

金物店 いわき市錦町鶴ヶケ 同

株式会社たなべ書店 町二番地の一 同

株式会社定勝 いわき市平豊間字丸ストア一 同

公 告

公告第五十六号

福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号。以下「条例」という。)第十条の二及び福島県税条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号)第八条の二第一項の規定に基づき、地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)又は条例に定める申告申請、請求、届出その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に課税地を有する者に係るもので、その

期限が平成二十三年三月十一日以降に到来するものについては、証紙徴収の方法による納付及び条例第五十二条第一項に規定する納税証紙印の押印による自動車取得税の納付に係るものを除き、その期限を次のとおり延長した。
平成二十三年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 指定する地域 県内の全ての市町村の区域の全部
- 二 指定する期日 別に知事が定める日

(税務課)

公告第57号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。
平成23年3月25日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量
(1) 運転免許証写真真関係消耗品カード基体(1C) 380箱
- (2) 運転免許証写真真関係消耗品インクリボンセット(1C) 171箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年3月11日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPライネーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
(1) 1の(1)に掲げる物品等 1箱当たり484,200円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)
- (2) 1の(2)に掲げる物品等 1箱当たり140,000円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

(入札用度課)

福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第3号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項第1号中「規制」の次に「（最高速度の規制は、最高速度が令第11条又は第27条に規定する最高速度未満のものに限る。）」を加え、同項第3号キ(イ)中「又は電話」を「、電話又は鉄道」に改め、同号キ中(イ)を(ロ)とし、(ロ)の次に次のように加える。

(ロ) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の捕獲のため使用中の車両

第2条の3第1項第4号及び第5項中「及び時間制限駐車区間」を削る。

第7条第1項中「又は第49条の5」を削り、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「又は第3項」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項中「又は第3項」を削り、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

別表第3—般国道49号の項中

いわき市常磐上矢田町沼ノ平23番1地先から同市三字中館下59番1地先まで

石川郡平田村大字上蓬田字横森前27番1地先から耶津町宝坂大字宝坂地内（新潟県境）まで

和町合戸

「いわき市常磐上矢田町沼ノ平23番1地先から耶麻郡西会津町宝坂大字宝坂地内（新潟県境）まで」を

麻郡西会

改め、同表県道須賀川二本松線の項の次に次のように加える。

県道南福島停車場線	福島市太平寺字沖高1番1地先から同市大森字西ノ内52番1地先まで
県道飯坂保原線	福島市飯坂町平野字南5番8地先から同市鎌田字下田23番4地先まで

別表第3市道（福島市）鎌田・笹谷線の項の次に次のように加える。

市道（福島市）南 向台・黒岩線	福島市黒岩字中島10番の1地先から同市黒岩字素利町24番の1地先まで
--------------------	------------------------------------

様式第1号の2（表）中「駐車禁止除外指定車」を「駐車禁止除外指定時間制限駐車区間規制」

「駐車禁止除外指定車」に改め、同様式備考2中「駐車禁止除外指定車」を「駐車禁止除外指定時間制限駐車区間規制」に改める。

様式第1号の3その1（表）中「駐車禁止及び時間制限駐車区間規制除外指定車」

「駐車禁止除外指定車」に改め、同様式その1（裏）中「及び時間制限駐車区間」

を削り、同様式その1備考2中「駐車禁止及び時間制限駐車区間規制除外指定車」

「駐車禁止除外指定車」に改め、同様式その2（表）中「駐車禁止及び時間制

限駐車区間規制除外指定車」を「駐車禁止除外指定車」に改め、同様式その2

（裏）中「及び時間制限駐車区間」を削り、同様式その2備考2中「駐車禁止及び時

間制限駐車区間規制除外指定車」を「駐車禁止除外指定車」に改める。

様式第1号の5中「駐車禁止除外車両指定申請書」を「駐車禁止除外車両指定申請書」に改める。

様式第1号の6中「駐車禁止除外指定申請書」を「駐車禁止除外指定申請書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。ただし、第2条の3第1項第1号及び第3号の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の福島県道路交通規則（以下「旧規則」という。）様式第1号の2及び様式第1号の3による標章は、それぞれ改正後の福島県道路交通規則様式第1号の2及び様式第1号の3による標章とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている旧規則様式第1号の5及び様式第1号の6による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(交通規制課)